

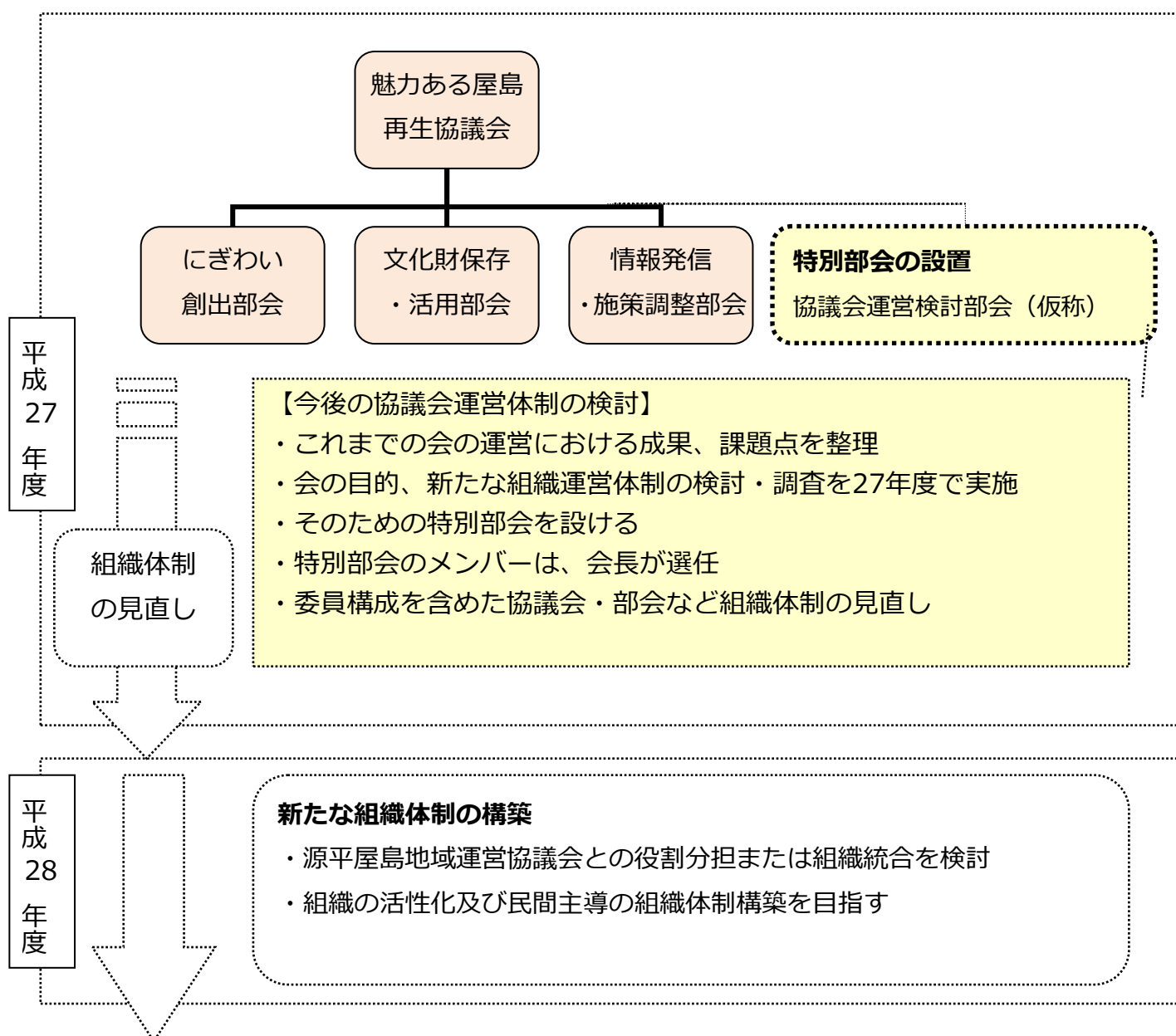
□魅力ある屋島再生協議会 組織体制見直しについて（佃委員案）

会の設置目的：①基本構想に掲げる屋島活性化の取り組みの進行管理

②屋島活性化に関する提案・実施に向けた関係機関の協議

根 拠：屋島活性化基本構想

□スケジュール



■目指す組織体制（佃委員のイメージ）

中間 NPO（コミュニティ協議会のようなイメージ）

屋島山上の活性化を関係団体との調整の中で、中心となって動ける組織

魅力ある屋島再生協議会会則（案）

（名称）

第1条 この会は、魅力ある屋島再生協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、魅力ある屋島の再生に向け、その特性及び価値の保存並びに地域資源としての有効活用を図り、屋島の持続性のある活性化を推進することを目的とする。

（活動内容）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために必要な具体的取組の検討及び協議を行う。

（構成）

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる団体の構成員であって、当該団体の代表者から指名された者をもって充てる。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

（1） 会長 1名

（2） 副会長 1名

（3） 監事 2名

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。

（役員の職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 協議会の下に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項についての検討を行う。

(1) にぎわい創出部会 観光の振興に関すること。

(2) 文化財保存・活用部会 文化財の保存及び活用に関すること。

(3) 情報発信・施策調整部会 屋島に関する情報発信及び各施策の調整に関すること。

(4) 協議会運営検討部会 協議会の運営のあり方に関する協議及び調整に関すること。

2 部会の委員は、協議会を構成する団体の構成員で、当該団体の代表者から指名された者及び会長が必要と認める者のうちから、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから、部会長については会長が、副部会長については部会長が指名する。

4 第6条第1項及び第2項、第7条並びに前条の規定は、部会について準用する。

(会計)

第10条 協議会の経費は、負担金、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、高松市市民政策局政策課に置く。

2 部会の事務局は、にぎわい創出部会は高松市創造都市推進局文化・観光・スポーツ部観光交流課に、文化財保存・活用部会は高松市創造都市推進局文化・観光・スポーツ部文化財課に、情報発信・施策調整部会及び協議会運営検討部会は高松市市民政策局政策課に置く。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会及び部会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成 2 5 年 5 月 1 0 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 7 年 6 月 1 0 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

団体名
農林水産省四国森林管理局
国土交通省四国運輸局
香川県（環境森林部みどり保全課）
香川県（商工労働部観光交流局観光振興課）
香川県（教育委員会事務局生涯学習・文化財課）
四国旅客鉄道株式会社
高松琴平電気鉄道株式会社
屋島山上観光協会
公益財団法人四国民家博物館
公益社団法人香川県観光協会
源平屋島地域運営協議会
公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
高松商工会議所
一般社団法人香川経済同友会
国立大学法人香川大学（工学部）
国立大学法人香川大学（大学院地域マネジメント研究科）
高松大学・高松短期大学
元気 Y A S H I M A を創ろう会
高松市観光ボランティアガイド協会
屋島地区コミュニティ協議会
高松市（市民政策局）
高松市（創造都市推進局）